

# 海水浴場開設者 (R8.4.1~)

## 1 海水浴場開設者の事故防止等の措置 (条例第8条第1項概要)

- (1) 遊泳者が安全に遊泳することができる区域を旗、浮標、立標等で標示するとともに、海水浴場の区域を看板、立札等により明示すること。
- (2) 水難事故を防止するため必要な遊泳上の遵守事項を記載した看板等を海水浴場内の見やすい場所に掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。
  - ① 遊泳を行うことのできる区域として標示された区域内で遊泳すること。
  - ② 危険箇所として標示された区域内に立ち入らないこと。
  - ③ 遊泳時間として指定された時間以外に遊泳しないこと。
  - ④ 赤旗が掲示される等の方法で遊泳が禁止された場合は、遊泳しないこと。
  - ⑤ 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な遊泳ができない状態にあるときは、遊泳しないこと。
  - ⑥ 他の遊泳者に迷惑のかかる行為をしないこと。
  - ⑦ 小学校第2学年修了前の子どもの遊泳には、必ず保護者が付き添うこと。
  - ⑧ 遊泳中に負傷し、又は事故があった場合は、直ちに監視人、水難救助員等に連絡すること。
  - ⑨ 監視人及び水難救助員の指示又は指導に従うこと。



(施行規則第9条)

- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を海水浴場に置き、遊泳者を監視させる等の措置をとること。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を海水浴場に置き、水難事故が発生した場合において、当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。

なお、水難救助員は(3)の監視人を兼ねることができる。
- (5) 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 海水浴場において水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。



(1)~(5)は勧告対象、(6)は罰則あり

※ 全て行政処分(業務停止等)の対象となります。

## 2 海水浴場開設者の事故防止等の措置 (条例第8条第2項概要) ※ 努力義務

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる措置に係る外国人に対する周知に資する措置をとること。

※ 1の(1)及び(2)に関する内容について、外国人が理解できるようにする。
- (2) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (3) 公安委員会規則で定める設備等を整備すること。

監視台、救急用品を備えた救護所、非常連絡用電話、AED  
遊泳禁止標示用機材、その他水難事故防止に必要と認められるもの

(施行規則第11条)

## 3 公安委員会(警察署地域課)への届出 (条例第6条概要)

海水浴場を廃止したときや、届出事項(代表者の氏名、水難救助員等)に変更があった場合、その日から起算して**10日以内**に届けなければなりません。※ 罰則なし